

2023年8月14日

各 位

会社名 ITbook ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 前 俊守
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 執行役員管理本部長兼CFO 野間 崇
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

第6期（2024年3月期）第1四半期報告書の
提出期限延長に関する申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局に提出することを取締役会で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第6期（2024年3月期）第1四半期報告書（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

2. 延長前の提出期限

2023年8月14日（月）

3. 延長が承認された場合の提出期限

2023年9月14日（木）

4. 当該四半期報告書の提出期限延長を必要とする理由

2023年6月16日付開示「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、外部機関より当社および連結子会社のITbookテクノロジー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：松場 清志（2022年7月就任）、以下「ITbookテクノロジー」といいます。）における2021年3月期および2022年3月期の会計処理において、一部に疑義（以下、「本疑義」といいます。）があるとの指摘を受けました。現時点で判明している本疑義の概要に関しては、【本疑義の概要】に記載のとおりとなります。なお、現時点で、新たな類似事案の追加はありません。

【本疑義の概要】

- ① 2021年8月に当社がアパテックジャパン株式会社の株式を200百万円で取得し、2022年3月末に194百万円の投資有価証券評価損計上しております。株式取得時の取得価額について、高すぎるのではないかとの疑義があります。
- ② 新型コロナウイルスの影響で経営が悪化した株式会社三鈴株式を2021年8月に売却した際の連結調整仕訳について、連結範囲外となる会計期間に発生する連結上の株式売却益を計

算する際に 113 百万円が過大に計上された結果、特別利益が 113 百万円過大に計上されております。

- ③ ITbook テクノロジーにて、2022 年 5 月に 2022 年 3 月期の決算手続中に、2021 年 3 月期の決算にて、本来計上するべきではない棚卸資産の水増し計上・売上の前倒し計上の指示を行っていた事実が発覚しました。その際に 2021 年 3 月期の決算について 2022 年 5 月の調査において発覚した不正会計の金額的影響を訂正開示するべきとの疑義があります。
- ④ 上記③とは別に ITbook テクノロジーにおいて、2022 年 5 月にシステム開発サービス提供後に客先から発行される検収書に基づき売上計上するべき内容を 2021 年 3 月に売上計上されており、2021 年 3 月の売上高が 10 百万円過大計上されている疑義があります。

※本疑義の詳細に関しては 2023 年 8 月 18 日受領予定の調査報告書でお知らせさせていただきます。

本疑義を呈されたことから、客観的な事実関係を明らかにするとともに、当社の管理体制に問題がなかったか否かを明確にするために、当社と利害関係の無い外部の有識者で構成される特別調査委員会を 2023 年 6 月 16 日に設置して、事実関係の調査ならびに問題が認められた場合の原因の究明および改善策の提言を委託しております。当社は、特別調査委員会の調査が迅速に行われるよう、全面的に協力しております。

(1) 第 5 期（2023 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限延長

調査報告書は 2023 年 8 月 18 日に受領する見通しであります。過年度（2021 年 3 月期および 2022 年 3 月期）の訂正を行った後、2023 年 3 月期の財務諸表に対する会計処理を確定させ、提出期限である 2023 年 6 月 30 日までに監査法人ナカチ（以下、「ナカチ」といいます。）より監査報告書を受領することが困難なことから、当該有価証券報告書の提出期限について関東財務局へ延長の申請を行い、2023 年 6 月 30 日付開示「第 5 期（2023 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認に関するお知らせ」に記載のとおり、当該有価証券報告書の提出期限延長について、提出期限を 2023 年 8 月 31 日までとする旨のご承認をいただきました。現時点において、スケジュール通りに進捗しており、同年 8 月 31 日までに提出いたします。

(2) 当該四半期報告書について

特別調査委員会の調査報告書の受領予定日が 2023 年 8 月 18 日であり、過年度の有価証券報告書（2021 年 3 月期・2022 年 3 月期）・四半期報告書（2022 年 3 月期・2023 年 3 月期）の訂正報告書、および第 5 期（2023 年 3 月期）有価証券報告書の提出が第 6 期第 1 四半期報告書の提出期限である 2023 年 8 月 14 日を超過し 2023 年 8 月 31 日を予定しております。これにより、2023 年 8 月 14 日までに当該四半期に係る期首残高が確定しないこととなり、連結四半期財務諸表の作成および四半期レビュー手続きが完了せず、同四半期報告書を提出できないこととなりました。つきましては、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、当該四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

現在、当社は、現任の会計監査人であるゼロス有限責任監査法人（以下、「ゼロス」といいます。）（会計監査人の異動の経緯に関しては、2023 年 5 月 30 日付「公認会計士の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）による 2024 年 3 月期第 1 四半期の個別決算の監査手続を過去の訂正監査（訂正監査はナカチが実施します。）と並行して実施いただいております。

(3) 監査法人（ゼロス）の認識

ゼロスからは、2023 年 6 月 26 日開催の第 5 回定時株主総会で選任後、初めての四半期レビューとなり、当社のコンサルティング事業、システム開発事業、人材事業、地盤調査改良事業などの事業特性を確認しつつのレビュー作業となるため、継続監査の場合に比べて通常の 120%程度

の時間を要するものと思われると言われております。さらに、ゼロスは、現在行われている特別調査委員会の調査結果を踏まえて提出される訂正報告書（2021年3月期および2022年3月期の有価証券報告書、四半期報告書）および第5期（2023年3月期）有価証券報告書における、ナカチから出される監査意見について、当該四半期のレビュー手続きの一環として通常の監査人交代時よりも重要視している旨の意見をいただいております。

つきましては、当該四半期報告書の提出期限である2023年8月14日の時点において、延長申請がすでに行われている第5期（2023年3月期）有価証券報告書の決算作業に関係して第6期（2024年3月期）の期首残高が定まっておらず第1四半期のレビュー手続きにおいて期首残高を検証できないという重要な制約が生じているとの見解をいただいております。

（4）当該四半期報告書の提出期限について

2024年3月期第1四半期におけるゼロスによる財務諸表の審査およびレビュー意見形成の手續に際しては、特別調査委員会の調査報告書の内容のみならず、前任の監査人の訂正有価証券報告書等に対する監査意見の内容も考慮のうえ、手續きを行う必要があります。つきましては、過年度の有価証券報告書・四半期報告書および第5期（2023年3月期）有価証券報告書の提出から一定の時間が必要であるため、2024年3月期第1四半期報告書につきましては、延長が承認された場合の提出期限を2023年9月14日としております。

当社は、社内および監査法人と十分な連携を図り、2023年9月14日までに当該四半期報告書を提出できるように努めてまいります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者およびお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上